平成２８年（フ）第１０４１号
北海道千歳市若草４丁目13番地の４　市営住宅向陽台団地２号棟10号
債務者　村山　春美
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０４８号
札幌市中央区北１条西26丁目２番１―202号
債務者　柴田　直之
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０６３号
札幌市白石区南郷通８丁目南１番19―208号
債務者　吉田かがり
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０６８号
札幌市白石区本通17丁目南８番14―101号
債務者　竹内　紀雅
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０７６号
札幌市東区北20条東17丁目２番15号　ステージイン20―401号
債務者　堺　　裕樹
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０８０号
札幌市厚別区厚別西４条１丁目９番15号
債務者　石田　由佳（旧姓若林・割石）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１１３号
札幌市豊平区中の島１条４丁目３番４号　栄花ハイツＢ―１号
債務者　真舘麻由美（旧姓新井田）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１２２号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番５―201号
債務者　筒井　勝三
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１号
青森県十和田市東十三番町21番21号　ハイツアカサカＢ２号室
債務者　山崎　里美
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１６３号
盛岡市住吉町12番22―102号
債務者　柳沢　文由
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５４５号
埼玉県蕨市塚越７丁目33番５号　ファミール藤和105号
債務者　上田　恭平
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７２６号
さいたま市北区今羽町287番地12、旧住所埼玉県久喜市西大輪１丁目３番地11
債務者　金原　　勉
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７２７号
さいたま市北区今羽町287番地12、旧住所埼玉県久喜市西大輪１丁目３番地11
債務者　金原嘉代子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
埼玉県八潮市八潮７丁目43番地４　エクセレントメゾン103
債務者　島貫　敏弥
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
千葉県山武市埴谷2283番地110
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３３３号
福岡県遠賀郡岡垣町野間２丁目４番21号
債務者　辻　　季代
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３５６号
北九州市八幡西区楠橋南３丁目５番３号
債務者　太田　一寿
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目25番20号（ユニオンコーポ日当平203号）
債務者　上袴田　哲
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係